

長崎県フッ化物洗口推進事業実施要綱

1. 目的

う蝕はほとんどの人が経験する疾患で、特に歯の萌出後の1～2年間は、最もう蝕になりやすい時期であり、永久歯う蝕の予防に関しては、就学前から中学校卒業の時期がもっとも効果的といわれている。

また、一度できてしまったう蝕は決して元の健康な歯に戻ることはないため、発生しやすい時期にしっかり予防しておくことが大切であり、う蝕とは、生活習慣病の一種、または社会的な疾患であること、社会全体として歯科疾患の予防をはかっていくこと、歯科疾患を健康問題の一環として捉え、社会システムとして予防をはかっていくことが重要である。

そこで、本県では、「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」第11条に基づき、効果的な歯・口腔の健康づくり対策の促進を行うため、う蝕予防の社会的システムの構築、つまり、地域全体の子どもたちに対して平等なう蝕予防方法として、公私立幼保連携型認定こども園（以下、「幼保連携型認定こども園」という。）、公私立認可保育所、へき地保育所、認可外保育施設を含む保育施設（以下、「保育所」という。）、公私立幼稚園（以下、「幼稚園」という。）、公（県立を含む。）私立小中学校（義務教育学校前後期課程含む）（以下、「小中学校」という。）及び幼稚部または小学部、中学部のある県立特別支援学校（以下、「県立特別支援学校」という。）を対象とした「集団によるフッ化物洗口」を導入し、県内の子どものう蝕を低減することを目的とする。

2. 事業実施主体

この事業の実施主体は、県（県教育委員会）、市町並びに義務教育学校前後期課程含む私立小中学校（以下、「私立学校」という。）の設置者（学校法人）とする。

(1) 直接実施事業

①実施主体：県（県教育委員会）

- ・対象施設：県立特別支援学校、県立中学校

②実施主体：市町

- ・対象施設 公立幼保連携型認定こども園、公立保育所、公立幼稚園、へき地保育所、義務教育学校前後期課程含む公立小中学校（以下、「公立学校」という。）、私立幼保連携型認定こども園、私立保育所、私立幼稚園、認可外保育施設

③実施主体：私立学校設置者（学校法人）

- ・対象施設 私立小中学校

(2) 県が(1)の実施主体に対して補助することができる施設

①市町が実施する事業

- ・補助対象施設：公立中学校

②私立学校が実施する事業

- ・補助対象施設：私立中学校

3. 事業対象者

幼保連携型認定こども園・保育所・幼稚園・小中学校及び県立特別支援学校に所属する幼児並びに児童

4. 事業内容

子どものう蝕予防の方法として、幼保連携型認定こども園・保育所・幼稚園・小中学校及び県立特別支援学校における集団によるフッ化物洗口を県内全体に普及させる。

(1) 事業の実施体制

①市町長は、事業の実施に当たり各施設所管課並びに市町教育委員会並びに県や郡市歯科医師会並びに県や地域薬剤師会等と綿密な連携を図り、必要に応じて県・保健所、県教育委員会に対し助言を求めるものとする。

また、私立学校設置者は、事業の実施に当たり各施設所管課並びに県や郡市歯科医師会並びに県や地域薬剤師会等と綿密な連携を図り、必要に応じて県・保健所に対し助言を求めるものとする。

②県・保健所及び県教育委員会は、市町長並びに私立学校設置者の求めに応じ助言・指導等を行い事業の円滑な推進を図るものとする。

③市町長は、幼保連携型認定こども園、保育所、幼稚園、公立学校の各施設の職員に対し事業の趣旨を十分説明し、理解と協力を求めるものとする。

また、私立学校設置者は、自施設の職員に対し事業の趣旨を十分説明し、理解と協力を求めるものとする。

④市町長は、市町が補助によってフッ化物洗口を実施する場合、実施主体となる私立幼保連携型認定こども園、私立保育所並びに私立幼稚園がフッ化物洗口を円滑に実施できるよう市町の直接実施と同様に助言・指導を行うものとする。

⑤県（県教育委員会）は、県立中学校及び県立特別支援学校の各施設の職員に対し事業の趣旨を十分説明し、理解と協力を求めるものとする。

また、県立中学校及び県立特別支援学校長は、事業の実施に当たり、県教育委員会、県や郡市歯科医師会並びに県や地域薬剤師会等と綿密な連携を図り、必要に応じて県関係課・保健所に対し助言を求めるものとする。

(2) フッ化物洗口の標準的な実施方法

①幼保連携型認定こども園・保育所・幼稚園・小中学校・県立特別支援学校での集団フッ化物洗口

歯科医師の指導のもと、下記を標準としたフッ化物洗口を行う。

- ・幼保連携型認定こども園、保育所、幼稚園は毎日法による集団フッ化物洗口
- ・小中学校は、週1回法による集団フッ化物洗口
- ・県立特別支援学校は、幼稚園及び小中学校の実施方法の例を基本とするが、歯科医師の指導により学校職員等が洗口を補助することや歯科医師から安全を考慮した方法が指示された場合、県立特別支援学校に限りその実施方法を優先するものとする。また、フッ化物洗口液の飲み込みリスクが高いなど洗口自体が困難な児童の場合、歯科医師と相談のうえ速やかに中止等の対応を図ること。

※上記方法は標準的な方法であり、実際の実施は、歯科医師の指導によるものとする。

②薬剤の取り扱い等

- ・洗口剤は、市販されている医薬品のフッ化物洗口剤を使用する。
- ・歯科医師並びに薬剤師の指示に従い取り扱う。

③幼保連携型認定こども園・保育所・幼稚園・小中学校・県立特別支援学校での集団フッ化物洗口に必要な説明の実施

○関係者間の説明会の開催

県（県教育委員会）、市町長並びに私立学校設置者は、事業実施の場となる各施設関係者の理解を得るため、歯科医師により職員、保護者の代表、地区医師会及び薬剤師会等関係者を対象とした説明会を開催するものとする。

なお、説明会によりフッ化物洗口の趣旨について理解が得られた上で、次の点について十分協議する。

ア フッ化物洗口の実施回数

※幼保連携型認定こども園、保育所、幼稚園は毎日法、小中学校は、週 1 回法

県立特別支援学校は、幼稚園及び小中学校の実施方法の例を基本とするが、歯科医師から安全を考慮した方法が指示された場合、県立特別支援学校に限りその実施方法を優先するものとする。

イ フッ化物洗口に用いる薬剤

※洗口剤は、市販されている医薬品のフッ化物洗口剤の使用

ウ 事業の指導を行う歯科医師

エ 薬剤の管理及び溶液化等の役割分担

オ 施設における役割分担

カ フッ化物洗口実施時間の設定

※フッ化物洗口の手順等（洗口液の作成、各クラス分の準備・運搬、1人分ずつ分注、洗口開始、ブクブクうがい、洗口終了、後片付けの一連の流れ）の確認

キ う蝕罹患状況の把握

○保護者説明会の開催、または保護者が説明を受けることができる機会の設定

市町長並びに私立学校設置者及び県（県教育委員会）は、歯科医師や薬剤師の協力を得て、フッ化物洗口について保護者の理解を得るために説明会を開催、または説明会開催が困難な場合は、保護者が歯科医師等から説明を受けることができる機会を設けるものとする。説明会（説明を受ける機会）では、インフォームドコンセントの主旨に沿うように資料の配布や質疑応答の時間を確保する等十分な情報が提供できるように配慮する。

なお、説明会（説明を受けることができる機会）の後に、各保護者に対してフッ化物洗口を希望するか否かを確認するものとする。

④フッ化物洗口を希望しない者等への配慮

フッ化物洗口を希望しない旨事前に申し出のあった者又は洗口動作が不十分な幼児等に対しては、洗口液（フッ化ナトリウム水溶液）の代わりに真水を用いて洗口させる等の配慮を行うものとする。

⑤事業の継続

市町長並びに私立学校設置者は、本事業の継続に当たり、各施設において、関係者に対して連絡会や学校保健委員会及び保護者説明会などを通じて、事業継続への理解が得られるように努めるものとする。

なお、県立中学校及び県立特別支援学校についても同様に、県（県教育委員会）が事業継続への理解が得られるように努めるものとする。

5. 事業報告

補助金業務については、「長崎県フッ化物洗口推進事業費補助金実施要綱」に基づき報告し、う蝕罹患状況等のデータについては、別途指示により各施設所管課を通じて提出するものとする。
（フッ化物洗口推進体制図を参照）

6. 経費の補助

本事業実施に係る経費については、予算の範囲内で下記に示す補助金を「長崎県フッ化物洗口推進事業費補助金実施要綱」に基づき、「2. (2) 県が(1)の実施主体に対して補助することができる施設」に対して事業を行う市町並びに私立学校設置者（学校法人）へ交付するものとする。

なお、県立中学校及び県立特別支援学校については、県教育委員会の直接経費対象施設として予算の範囲内で実施するものとする。

○フッ化物洗口経費

フッ化物洗口に必要薬剤（フッ化物洗口剤）及び消耗品〔薬剤・消耗品の送付にかかる送料を含む〕

委託費（ただし、対象はフッ化物洗口に必要薬剤（フッ化物洗口剤）及び消耗品〔薬剤・消耗品の送付にかかる送料を含む〕にかかる費用に限る。）

附則

- 1 この要綱は、平成25年度の予算に係る長崎県フッ化物洗口推進事業から適用する。
- 2 この要綱は、平成28年度の予算に係る長崎県フッ化物洗口推進事業から適用する。
- 3 この要綱は、平成29年度の予算に係る長崎県フッ化物洗口推進事業から適用する。
- 3 この要綱は、平成31年度の予算に係る長崎県フッ化物洗口推進事業から適用する。

